

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	社会経済、地方及び国民生活における希望の実現 －国民生活・経済及び地方に関する調査会　３年目の活動－
著者 / 所属	縄田　康光 / 第二特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	476 号
刊行日	2025-7-14
頁	14-26
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250714.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL　03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

社会経済、地方及び国民生活における希望の実現

— 国民生活・経済及び地方に関する調査会 3年目の活動 —

縄田 康光

(第二特別調査室)

1. はじめに
2. 参考人からの意見聴取及び質疑
3. 委員間の意見交換
4. 決議
5. 提言
6. おわりに

1. はじめに

国民生活・経済及び地方に関する調査会（以下、「調査会」という。）は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会（令和4年10月3日）に設置され、3年間を通じた調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」として調査を行ってきた。

1年目は、調査テーマのうち、「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について調査を行うこととし、「社会的な困難の現状」、「地域社会が抱える課題」及び「現下の経済情勢」について12名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

2年目は、調査テーマのうち、「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」について調査を行うこととし、「地域経済とコミュニティの活性化」、「若者への教育支援」、「ジェンダー平等と働き方」及び「障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応」について12名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

最終年となる3年目は、調査テーマのうち、「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について調査を行うこととし、第217回国会においては、「希望が持てる雇用・労働環境の整備」、「希望が持てる地域社会の実現」及び「誰も取り残さないための支援」に

ついて9名の参考人からの意見聴取及び質疑を行った。その後、調査報告を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った。

さらに、令和7年6月4日、調査会決議としては22年ぶりとなる「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議」を全会一致で行った後、四本の柱から成る提言を含む調査報告書を全会一致で議決し、調査会長から議長に提出した¹。また、同月13日には、本会議において調査会長が報告を行った。

本稿では、調査会における3年目の調査の概要、決議及び提言について紹介する。

2. 参考人からの意見聴取及び質疑

(1) 希望が持てる雇用・労働環境の整備（令和7年2月5日）

2月5日の調査会では、「希望が持てる雇用・労働環境の整備」について、独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員高見具広参考人、東京大学社会科学研究所教授近藤絢子参考人及び早稲田大学名誉教授浅倉むつ子参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

高見参考人からは、仕事と生活の両立について、働き方改革が求められる背景としては、過労死等の労災認定件数は高い水準が続いていること、企業の残業削減の取組による時間管理の厳格化により管理職の負担が増えた例が見られること、仕事と生活の両立に当たっては就業時間帯が重要であること、長時間労働を前提としない働き方に向けて社会や企業の意識変革が必要であること等の意見が述べられた。

近藤参考人からは、安定した雇用の確保について、就職氷河期世代等²の雇用・年収の状況を見ると、バブル世代と就職氷河期世代の間に境目があり、その後のポスト氷河期世代やリーマン震災世代も同じくらい大変な状況になっていること、親と同居する非正規雇用等の者は、親の介護が必要になったり、親が死去して年金収入を失ったりすることにより生活が困窮する懸念があること、現行の社会保障制度は非正規雇用を継続している者が高齢となる状況を十分想定しておらず、老後の備えができない可能性も前提としたセーフティネットの構築が必要であること等の意見が述べられた。

浅倉参考人からは、賃金格差の是正について、日本は昭和42（1967）年にILO100号条約を批准したが、同条約の同一価値労働同一賃金原則を十分に反映していないと国際機関から繰り返し指摘されていること、大企業で主に職能給が運用されている日本においても同一価値労働同一賃金原則を導入すべきであり、個別紛争事案を解決する法制度としての同原則の明文化等が必要であること、一定規模以上の事業主に賃金格差の是正を義務付けるプロアクティブモデルについて、賃金格差の縮小に向け、国際基準に一層沿ったモデルを導入すべきであること等の意見が述べられた。

委員からは、経済的に自立できず親元で生活する就職氷河期世代に向けた施策、残業に

¹ 本報告書は参議院ホームページに掲載されている。

(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai13ki/kokumin2025.pdf>)（令7.6.26最終アクセス）

² 近藤参考人は、世代を、バブル世代（学卒年：1987年-1992年）、氷河期前期世代（同：1993年-1998年）、氷河期後期世代（同：1999年-2004年）、ポスト氷河期世代（同：2005年-2009年）、リーマン震災世代（同：2010-2013年）に分類している。

関し公立学校と私立・国立学校の教員に適用される法律が異なる状況の問題点、働き方改革の中で管理職の働き過ぎを防ぐ必要性、女性が出産や育児の後に正社員として復帰するために必要な施策、勤務間インターバル³を12時間とする必要性、女性への間接差別の禁止に向け政治が取り組むべき課題、障害者権利条約の選択議定書を批准し個人通報制度の仕組みをつくるための取組、労働時間規制の中で長時間労働を自ら望む者への対応、時短による手取り収入の減少が離職へとつながる現状の解決策等について質疑が行われた。

（２）希望が持てる地域社会の実現（令和７年２月12日）

２月12日の調査会では、「希望が持てる地域社会の実現」について、株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員藤波匠参考人、日本大学名誉教授・博士（商学）桜井徹参考人及び埼玉大学教授宮崎雅人参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

藤波参考人からは、地域の担い手確保について、地方創生戦略が始まって以降も東京圏の転入超過は続いており、人口移動はより良い雇用がどこにあるかで大きな枠組みが決まってしまうこと、ＩＴ関係の人材が東京に集中し、多くの若者が流入してきていること、情報通信業はジェンダーギャップが比較的小さく、他の産業でもジェンダーギャップを改善していくことが地域に女性を定着させる方向性であること、産業や企業の競争力を高めていくことが重要であり、高度人材の雇用、ＩＴ人材を含めた理系人材の育成、研究開発の促進等が人材定着の方向性であること等の意見が述べられた。

桜井参考人からは、地方における移動手段の確保について、フランスの交通権やドイツの生存配慮の考えとは異なり、日本の交通政策基本法では国民等の交通に対する基本的な需要を適切に充足することが重要とされており、交通手段の選択に係る競争を前提としていること、現行の交通政策基本法では国の関与が十分ではなく、財源についても法律に記載がないこと、ＪＲのローカル線問題を解決するためにはＪＲの利益によるローカル線への内部補助が求められること、交通政策基本法を改めて見直す必要があること等の意見が述べられた。

宮崎参考人からは、地域コミュニティの再生について、衰退した地域における地域コミュニティの再生のための解決策として社会的連帯経済の取組があり、これは危機に際して人々が助け合い、参加者が議論していく中で経済をつくり上げていく仕組みであること、社会的連帯経済の取組事例としては、地域資源である地熱を使って発電を行っている熊本県小国町の「わいた会」や、地域唯一のスーパーが閉店した後に地域振興基金等を活用してスーパーを再建した兵庫県神河町の「寺前村振興公社」があり、地域におけるコモンズを活用して資金を調達し地域課題を解決していること等の意見が述べられた。

委員からは、地熱によるまちおこしを進めるに当たり必要な国の施策、地方の生活維持を担う働き手の賃金・労働条件等を改善する必要性、今後の都市形成において地域が果た

³ 「勤務間インターバル」制度とは、１日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けるものであり、平成31年４月から制度の導入が努力義務化された。厚生労働省の働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）では、休息時間数が「９時間以上11時間未満」または「11時間以上」の勤務間インターバルを導入し、定着を図ることを設定すべき成果目標としている。

すべき役割、地方企業が若年女性を採用しやすい環境の整備と国の支援、地域公共交通の維持等の担い手としてのJRの役割と鉄道整備に係る国の予算の在り方、JRの国有民営化を進めるに当たっての課題、防災・防衛の観点から地方路線を支援する必要性、地方の女性のウェルビーイングの低さの解消が人口流出問題等の解決の糸口になる可能性、最低限の供給基準の設定等の地域公共交通の持続可能性の確保策、地域の意思決定の場に女性が参画するための方策等について質疑が行われた。

（３）誰も取り残さないための支援（令和７年２月19日）

２月19日の調査会では、「誰も取り残さないための支援」について、認定NPO法人抱樸理事長奥田知志参考人、認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事谷口仁史参考人及び特定非営利活動法人日本障害者協議会代表藤井克徳参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

奥田参考人からは、貧困家庭への支援について、予想を上回るスピードで単身化が進んでおり、非正規雇用が増加し、家を持てる人が少なくなっていること、介護・医療・福祉が一体化された地域包括ケアシステムは家族が担ってきた日常の生活支援があって初めて機能するものであり、こういった生活支援をどのようにカバーするかが課題であること、抱樸が進める「希望のまちプロジェクト⁴」は「家族機能の社会化」をテーマの一つとしていること、抱樸では互助会をつくり家族がいない人の葬式を行う等の活動を行っており、こうした仕組みを地域共生社会の中でつくっていく必要があること、抱樸は家族機能付き住宅の貸付事業を行っており、これが一つのモデルとなり令和6（2024）年の住宅セーフティネット法⁵の改正⁶につながったこと等の意見が述べられた。

谷口参考人からは、若者の孤独・孤立への支援について、必要な支援を当事者の元に届けるアウトリーチを基軸に相談サービスのワンストップ化を進め、受託運営している窓口のみで年8万7千件の相談実績となっていること、当事者の63.7%が貧困・虐待等の成育環境の影響を受けていること⁷、行政の窓口の多くは申請主義であり、公的支援窓口の事務負担の重さが若者への支援導入を困難にしていること、若者の支援には家族への同時並行的アプローチも必要であり、その上で伴走者による一貫した本人支援が必要となること、20代以降の若者への更に踏み込んだ対策、現場の支援員の待遇改善、相談記録システムのDXの推進、アクセシビリティの向上等が必要であること等の意見が述べられた。

藤井参考人からは、障がい者への支援について、障害者手帳所持者等と認知症の人を合

⁴ 北九州市の特定危険指定暴力団の本部事務所の跡地を買い受け、まちづくりの拠点として複合型社会福祉施設をつくるものであり、資金は寄附等により賄われる。

⁵ 正式な法律名は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）。

⁶ 令和6年の通常国会で住宅セーフティネット法が改正され（同年6月5日公布）、居住支援法人等が安否確認や福祉サービスへの「つなぎ」を行う「居住サポート住宅」の認定制度が導入された。改正法の施行期日は令和7年10月1日である。

⁷ 佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける約2,400名を対象とした分析調査による。同調査では、問題は複合化する傾向にあり、84.7%で相談の受付時に既に複数領域での困難を併せ持っており抱えている多重困難ケースであったこと等が示されている（第217回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録4頁（令7.2.19））。

算した障がい者の数は人口の15%程度であること⁸、比較的障がいが重い人の約8割が相対的貧困状態にあり⁹、50.6%が親を中心とする家族との同居状態にあること¹⁰、障がい者の社会参加等のための基幹施策を見ると、住まいや働く場は増えつつあるが質は十分ではなく、障害基礎年金は昭和61（1986）年の導入以来その水準はほとんど変わっておらず、また家族依存の問題があり、所得保障等による依存脱却が望まれること、障害者基本法は平成23（2011）年以来改正されておらず、障害者権利条約の批准や障害者権利委員会による総括所見¹¹等を踏まえた改正が望まれること、政府予算に占める障がい関連予算の配分率の見直し、障がい者関係の政策審議システムの参加者の半数程度を障がい者としてすること等が必要であること等の意見が述べられた。

委員からは、子どもへのアウトリーチ活動を行う外部の支援機関と学校の教員との関係、長年の困窮者・孤立者への支援活動におけるターニング・ポイントと行政等への要望、「希望のまちプロジェクト」を踏まえた寄附文化の醸成方策、伴走型支援等における地域社会とのつながり方、外国人児童生徒の孤独・孤立解消に向けたアウトリーチ活動の課題、優生思想の根絶に向けて国会において期待される議論、障がい者の人権が守られ安心して生きられる社会にしていくため国に求められる福祉施策、子ども・若者へのアウトリーチ型支援の支援者が燃え尽きを起こさないための対策、我が国におけるインクルーシブ教育の現状、家族機能の社会化のために地域社会に必要とされるもの等について質疑が行われた。

3. 委員間の意見交換（令和7年4月9日）

4月9日の調査会では、委員間の意見交換を行った。

委員からは、誰もが取り残されず希望が持てる社会を構築するための基礎自治体による支援の在り方、地方自治の観点から公共インフラとして鉄道網を維持することの重要性、働き方の選択肢の確保と労働者の健康管理、どのような社会を築きたいのかという視点に立ち返って働き方に係る制度を見直す必要性、住宅・資産形成・年金等も含めた就職氷河期世代の抱える諸問題への対応の重要性、賃上げと労働時間の短縮により生活時間の拡大とジェンダー平等社会の実現を図る必要性、障がい者の権利が保障されていない社会の仕

⁸ 障害者手帳所持者等は約1,164万人、認知症の人は厚生労働省の推計値で675万人。そのほか、「谷間の障がい」（ロービジョン、難聴、難病、発達障がい、薬物依存症等の中の障害者手帳不所持者等）の状態にある者が、関係団体等のデータによれば1千万人を超えるとされる（第217回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録6～7頁（令7.2.19））。

⁹ きょうされん「2023年度「障害のある人の地域生活実態調査」結果報告」（令和6（2024）年7月公表）による（回答：5,891人）。「相対的貧困」とは、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）以下の状態をいう。きょうされん（旧称：共同作業所全国連絡会）は、就労系事業を始め、グループホームや相談支援事業所など、障がいのある人を支援するすべての事業を対象としており、約1,800箇所の会員（加盟事業所）により構成されている。

¹⁰ 上記きょうされん実態調査による。生活形態については、他に施設やグループホームが37.4%、単独生活は8.3%となっている。

¹¹ 日本は平成26（2014）年に障害者権利条約を批准したが、同条約では、締約国は政府報告書を障害者権利委員会に提出し、同委員会はこれを審査し、提案や勧告を行うこととなっている。日本は令和4（2022）年に初の審査を受け、同年10月に総括所見が公表されている。総括所見は「懸念」として「障害者への温情主義的アプローチの適用による障害に関連する国内法制及び政策と本条約に含まれる障害の人権モデルとの調和の欠如」を指摘している。

組みや制度を変える必要性、国民生活・経済の危機に超党派で協力して施策を講じる必要性、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」に向けた本調査会の役割等について意見が述べられた。

4. 決議

6月4日の調査会では、あらゆる世代、特に就職氷河期世代等への切れ目のない支援の実施、地域公共交通における官民の役割分担の見直し及び障がい者の政策審議の場への参画促進等を内容とする「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議」を全会一致で行った。調査会決議としては、平成15年以来22年ぶり¹²となるものであり、その内容は次のとおりである。

誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議

本調査会は、令和四年十月に設置され、三年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定し、一年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」、二年目は「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」、最終年に当たる本年は「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について、それぞれ鋭意調査を進めてきた。三年間にわたる調査において、総勢三十三名の参考人を招き、委員間で意見の交換を行ってきた。

本調査会で明らかになった課題は多岐にわたっているが、次に掲げる事項は特に重要であり、政府に強く対応を求めるものとして意見の一致をみた。政府においては、次に掲げる事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 我が国では、孤独・孤立の問題やヤングケアラーとして過度な負担等を抱える子ども・若者、所得制限等の制度の壁に阻まれ支援を受けられない世帯、身寄りのない単身高齢者等、あらゆる世代が様々な困難に直面していることから、NPO等による伴走型支援、居住サポート住宅等の新たな取組も踏まえ、切れ目のない支援を実施すること。特に、就職氷河期世代等については、高齢化に伴い困窮が進むおそれがあるため、就労支援にとどまらず、年金や資産形成、住居支援や福祉拡充の側面からセーフティネットの在り方を検討すること。

二 地域公共交通による公益の増進を一層図るため、地域公共交通における官民の役割分担の見直しを検討すること。地域公共交通の公共サービスとしての側面をより重視し、地域公共交通に対する国の果たす役割の強化、各地域における地域公共交通の利便性の向上、必要な財源の確保等について、改めて議論し、所要の見直しを図ること。

¹² 直近例としては、平成15年6月16日に共生社会に関する調査会が「児童虐待の防止に関する決議」を行っている。

三 障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、障がい者に関連する国内法制及び政策の障害者権利条約との調和に向けた検討に努めること。また、障がい者を分離せずに合理的配慮と必要な支援が行われる社会の構築に向けて不断の取組を行うこと。さらに、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という理念に基づき、障がい者に関係する政策審議の場に様々な立場の障がい者を一層参画させるよう努めること。

右決議する。

5. 提言

調査会では、3年間の調査を踏まえ、「雇用・労働環境の改善」、「地域社会の活性化及び再生」、「子ども・若者、経済的困難者等への支援」、「障がい者の障壁の解消」の四本の柱から成る提言を取りまとめた。その内容は次のとおりである。

(1) 雇用・労働環境の改善

ア 男女間の賃金格差等の是正

我が国は、ILO100号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）を批准したものの、ILOから同条約の同一価値労働同一賃金原則を法律に十分反映していないと指摘されている。

男女間の賃金や待遇の格差是正のため、賃金格差等をめぐる個別の紛争を公正に解決するための基準や仕組みづくりとともに、企業の人的資本情報の開示範囲拡大に向けた取組が重要である。

イ 継続就業のための労働環境の整備

女性、育児・介護等に携わる人、障がい者等が就業を継続する上で不利になることのないよう、配置転換・転勤や長時間労働の受入れをキャリアアップの条件とするような働き方の是正が必要である。様々な事情に配慮した男女共通の労働規制を検討するなど、誰もが能力を発揮できる労働環境の整備が求められる。

また、就業を希望する女性が希望どおりに働けないことによる機会損失は大きいことから、女性の就業の制約要因とされる第3号被保険者制度等の見直しに向けた議論や、妊娠・出産後も正社員としての身分を持続しながら働ける短時間正社員制度の導入促進等の取組も重要である。

ウ 男性の育児休業取得の促進

先進国で最低水準とされる日本の男性の育休取得率を引き上げるためには、育休取得者を昇進等で不利に扱わないことや経済的なインセンティブを付与すること、上司に率先して育休を取得させ男性が育休を取得しやすい空気を醸成すること等、事業者に環境整備を促す取組が必要である。また、男性が安心して育休を取得できるよう、職場における代替要員の確保が求められ、人員確保のための財政的な支援も有効である。

エ 過重労働対策の推進

労働者の生活や健康を守るため、労災認定事案の示す過重労働の状況を踏まえた対策の整備が不可欠である。

また、働き方改革を推進する中で、職場管理等の問題も顕在化しており、管理職の負荷増大への対処、企業に労働時間等の情報開示を促す取組が求められる。勤務間インターバル制度におけるインターバル時間の十分な確保や義務化についての検討も課題である。

一方で、使用者が労働者の健康確保措置を実施することを前提に、柔軟な働き方を可能とする選択肢の検討も望まれる。

働き方を時間だけで考えるのではなく、どのような社会を築きたいのかという視点に立ち返り、働く人の健康や暮らし、地域や家族との関わりも含めた多角的な視点で制度の在り方を見直していくことが必要である。

オ テレワークの活用

テレワークの活用は、通勤時間が削減され、生活時間配分にゆとりをもたらすだけでなく、少子化対策、女性の継続就業等の観点から、住居費が安く子育てもしやすい地域での就業を可能とするなどの効果も期待できる。

一方、生産性の確保に加え、仕事と生活の境界が曖昧になるなどの課題があるため、労働時間の管理だけでなく、業務量やスケジュール等についても配慮し、労働者の生活や健康を守る取組が求められる。

カ 雇用のセーフティネットの強化

非正規雇用者は失業確率が高く、雇用保険の適用率も低いこと等から、保険料拠出を必ずしも条件としない第二のセーフティネットとして求職者支援制度の活用が求められ、その利用促進を図るため、制度の周知・点検・見直しの検討が必要である。また、非正規雇用者は企業内での訓練機会が乏しいことから、生産性や賃金の上昇につながる訓練機会の確保が重要である。

(2) 地域社会の活性化及び再生

ア 地域公共交通の在り方の見直し

地域公共交通の経営に当たって民間事業としての採算性を重視した結果、利用者の減少等に伴う営業路線の縮小や撤退等で、地域全体の利便性が損なわれてきた。地域公共交通による公益の増進を一層図るため、地域公共交通における官民の役割分担の見直しの検討が求められる。地域公共交通の公共サービスとしての側面をより重視し、地域公共交通に対する国の果たす役割の強化、各地域において維持すべき地域公共交通の水準、必要な財源の確保等について、改めて議論し、所要の見直しを図る必要がある。

イ 地方における鉄道網の維持

鉄道事業の経営効率性だけでなく沿線地域への経済効果も踏まえれば、全国に構築された鉄道網が公共インフラとして維持されることは極めて重要であり、鉄道網の活性化に向けた全体的な戦略が求められる。災害からの復旧も含め、鉄道網が適切に維持されるよう、上下分離方式の導入支援や補助金の拡充等、国や地方自治体において鉄道事業者に対し様々な支援策の充実・強化を図ることが必要である。

ウ 地域経済の活性化

地域の住民が自分の地域の魅力に気づき、自信を持つことで、地域の活性化が進むこ

とが期待される。地域が持つ持続可能なエネルギーや食料の供給力を活用して移住者や投資を呼び込む取組や、特定地域づくり事業協同組合制度を活用したマルチワーク化が求められる。また、地域の本当の資源をデータベース化して住民に可視化し他地域とも共有するシステムの構築等を通じ、それぞれの課題を抱える地域同士が連携して成長していくことが必要である。

さらに、工場を生産機能に特化させた場合、安価で豊富な労働力を持つ海外の工場と代替されるおそれがあるため、国及び地方自治体は、研究開発機能の強化を通じた製造業の高度化や地域の中核企業の育成に取り組むべきである。

エ 地域コミュニティの再生

人口減少に伴い、地域コミュニティの活動に携わる個人の負担感は増大しつつあるが、一方で地方自治体の対応力は限られるため、地域の運営に必要な活動の存廃を含めた検討が求められる。また、ICTを活用した対応を模索することも重要である。さらに、地域の企画機能を補完するためには、施策の企画段階から専門家等が伴走する仕組みの整備・拡充が有効である。

加えて、地域住民の自発的な協力と相互扶助による地域コミュニティ再生の取組の例として、民主的な参加型の「社会的連帯経済」の活動が挙げられる。このような地域の課題解決に向けた取組には、資金調達手段を始めとする各種情報提供等、国や地方自治体の支援が不可欠である。

オ 地域におけるエッセンシャルワーカーの確保

地域におけるエッセンシャルワーカーの確保には、賃金や労働条件の改善が必要不可欠である。特に医療や介護サービスの問題が深刻であり、介護現場への投資、医療従事者や介護職員の人材育成も求められる。

また、地域のインフラの維持管理に係る技術労働職の人材確保には、国が地方自治体に十分な財源を手当てすることが重要である。

カ 地方への女性の定着

地方への女性の定着には、ジェンダーギャップ解消に向けた意識改革を地域全体に促していく取組が必要である。特に企業経営者には、地元の経済界等と連携しながら意識改革を進め、女性の賃金引上げ等に取り組むとともに、IT人材等の確保と、生産性向上に不可欠な研究開発への投資を促進することが求められる。

また、国及び地方自治体は、女性IT・理系人材の育成に一層取り組むことが必要である。

キ 少子化対策の在り方

少子化対策には、人口政策の新しい目標設定、効果的な財源を伴う少子化関連予算の充実、少子化問題の原因の明確化、国による人口政策の実施、人口減少を前提とした社会を目指すことが必要であると指摘されている。地方自治体間で人口を取り合うのではなく、国全体も地域もこの程度は人口が減っていくという現実的な数字から出発し、持続可能な社会をつくるための中長期を見通した議論が求められる。

ク 空き家対策の推進

空き家対策を進めるに当たっては、空き家の除却に対する公的支援等を含めたまちづくりを計画して不動産の所有者に働き掛けることが求められる。

また、空き家を削減するためには、活用不可能な空き家と修繕により活用可能な空き家の仕分とともに、既存住宅の流通を活性化するための制度的な枠組みの整備が重要である。空き家のリノベーションを促進し、中古住宅市場を活性化すれば、地方への移住促進も期待できる。

(3) 子ども・若者、経済的困難者等への支援

ア 貧困対策の拡充

貧困対策については、いわゆる準貧困層も対象とする支援の検討が必要である。例えば、児童手当の拡充、所得が一定水準以下の家庭に家賃を補助する住宅手当等は、有効と考えられる。

特に、中高年となる就職氷河期世代等については、今後、一層の困窮化が懸念される。就労が困難な人を社会参加に導いて潜在力が発揮できるよう引き続き支援するとともに、就労支援にとどまらず、福祉の拡充という側面からセーフティネットの在り方を検討することが不可避である。今は親世代の支援で生活が保たれている人が、親と共倒れののような形で取り残される社会にしないことが求められる。

さらに、今後は、人口構成や労働市場が変わっていく中で、最低限保障すべき生活水準を国民的な議論により明確化し、国民の合意を得ることが重要である。

イ NPO等に対する支援

子ども・若者、経済的困難者等への支援を始め、公的機能の一部を担っているNPO等を広義の地方自治体として捉え、その財政基盤の強化のため行政が継続的に支援することも検討すべき課題である。また、NPO等の活動に理解を示す民間事業者への支援の拡充、NPO等が寄附を受けやすくする仕組みの構築、高所得者等が積極的に寄附する文化の醸成等も重要である。

特に、現場で支援に当たる人の疲弊感が高まっており、待遇改善に向けた支援の拡充が必要である。

ウ 身寄りのない要支援者を対象とする福祉の在り方

全世帯に占める単身世帯の割合が約4割を占め、身寄りのない要支援者を支援するNPO等の役割が増している。従来家族が担ってきた見守り等の役割をNPO等が代わりに担う「家族機能の社会化」が一つの解決策となっている中、身寄りのない要支援者を対象とする福祉の在り方の検討が求められる。

特に、NPO等が身寄りのない要支援者を支援するに当たり、病院等における個人情報の取扱いの在り方、住宅賃貸借契約や残置物の相続手続等が課題となっており、家族の存在が前提となっている現在の法制度を整理し、その見直しも含め議論を行うことが必要である。

エ 居住サポート住宅の推進

家族機能が付帯した居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）に係る取組を実施するに当たっては、空き家となっている公営住宅をNPOや居住支援法人に無償・廉価で提供するなど居住サポート住宅を十分に確保していく取組が求められる。また、サポート費用の負担の在り方や貧困ビジネスに対する規制も検討課題である。

さらに、住宅確保要配慮者居住支援協議会の役割が非常に大きいことから、地方自治体は、住宅政策を自身の政策として位置付け、同協議会の在り方を検討することが重要である。

オ 若者の孤独・孤立対策及び若者支援の充実

公的支援窓口における縦割り対応によって、孤独・孤立する若者本人との関係性の構築や支援機関同士の情報共有が容易に行われず、若者の不信感や拒否感を高めたり、申請手続が煩雑で負担が重く、支援を一層困難にする事例があることが指摘されている。縦割り対応を見直し、精神医療分野との協働による24時間365日のアウトリーチが実施できる体制の整備、生活困窮者自立支援事業と連動した連続的な伴走型支援ができる運用、匿名での相談受付、合理性のない手続の廃止等が求められる。

また、若者支援には、価値観のギャップが生じにくい若者世代やピアスタッフ等の活用が有効であり、子ども・若者同士が支え合う新たな仕組みの創設も一案である。

カ 子どもの自殺対策

自殺者総数が減少傾向にある一方、小中高生の子どもの自殺は過去最多となっており、極めて深刻である。子どもの自殺対策については、徹底した実態の解明、総合的な戦略の策定、専任の組織による取組、十分な予算の確保が重要であり、家庭への支援、学校と地域の連携も必要である。引き続き子どもの自殺ゼロを目指していくことが求められる。

キ 準貧困層の子どもへの支援の充実

多くの場合、いわゆる準貧困層は児童扶養手当等の対象外であり、学習支援事業や生活支援事業も受けられない。準貧困層の子どもへの支援を図るとともに、準貧困層が貧困層に陥ることを防ぐための支援も必要である。特にひとり親世帯は、親の就業率が高いにもかかわらず貧困層・準貧困層であることが多く、支援の在り方の検討が急務である。

また、多くの高校生が経済的理由で希望する進路を変更するなど、将来を諦めている状況にあるため、支援の充実が図られるべきである。どのような世帯や地域に生まれるかで一生が決まったり、貧困が連鎖してはならない。

ク ヤングケアラー等への支援

ケアラーである子どもや若者が自らの負担に気付くことが重要であり、丁寧な説明で状況を理解し、支援について知ることができるようにすることが必要である。家族のケアに追われ、教育や就業の機会を失うことのないよう、将来的な影響まで視野に入れた予防的な支援を行うことが求められる。

ヤングケアラーの負担軽減に当たっては、地域間格差の発生を防止する視点が重要で

あり、ケアを必要とする人への支援の拡充も有効である。また、子育てと親の介護を同時に行うダブルケアラーは複合的な問題を抱えており、重層的な支援体制の整備を進めていくことが重要である。

(4) 障がい者の障壁の解消

ア 障害者権利条約との調和に向けた対応

障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、障がい者に関連する国内法制及び政策の障害者権利条約との調和に向けた検討が求められる。また、障がい者を分離せずに合理的配慮と必要な支援が行われる社会の構築に向けて努力を続けていく必要がある。中でも、障がい者の家族依存からの脱却、地域移行を含めた脱施設化は大きな論点である。

さらに、障がい者に関係する政策審議の場に様々な立場の障がい者を一層参画させることが求められる。

イ インクルーシブ教育の推進

共生社会を実現する観点では、子どもは、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶことで多様な価値観を身に付けることが必要であり、誰もが取り残されない社会制度の構築につながることを期待できる。障がい児を特別支援学校や特別支援学級に分離せず、インクルーシブ教育を推進していくことが望ましい。

また、日本の障がい児教育は、医学モデルを前提としており、障がいの克服や軽減が焦点となっている。社会モデル・人権モデルへの転換が問われる中、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが安心して授業を受けられるよう、ルール・授業の在り方等についての検討が求められる。

ウ 優生思想を払拭するための対応

優生思想は内なる差別とも呼ばれ非常に根深い問題であるが、これを払拭し、誰もが住みやすい社会を形成するには、国民的な合意や共感が必要である。

国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、真摯に、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うことが必要である。

エ 聴覚障がい者の情報保障

聴覚障がい者は、教育・労働・医療など様々な場面において十分な手話通訳の保障がなければ、孤立感・疎外感を受ける環境になるおそれがある。また、災害時に情報が得られなければ、逃げ遅れる危険性も高いため、災害に強い通信インフラの整備、災害時の情報発信の工夫、福祉避難所における手話通訳者の常駐等の取組について推進が求められる。

さらに、聴覚障がい者の情報保障を支える手話通訳者の育成や人材確保のための支援の充実も重要である。

オ 建物・交通のバリアフリー化の促進

小規模店舗については、バリアフリー化の取組が進んでいないことから、事業者の負担に配慮した上で、バリアフリー基準の義務化の対象を新築の小規模店舗に拡大していくことも一案である。

駅のバリアフリー化については、車椅子ユーザーが列車に自分で乗降できることを目指した改修や、無人駅において乗務員が車椅子ユーザーの乗降を介助する取組を促すなど、地方自治体、鉄道事業者、障がい者の意見やノウハウ等を全国的に集約し、その知識と工夫を平準化することが重要である。

6. おわりに

本調査会での3年間の調査は、コロナ禍が収束に向かい、景気が緩やかに回復する一方、物価が高騰し、賃金の上昇がこれに追いつかない状況¹³の中で行われた。働く人々や年金受給者、生活保護などの支援を受ける者の生活が厳しくなる一方で、男女間や正規・非正規雇用間、障がいの有無などから生じる賃金格差は依然として解消されていない。バブル崩壊後の「失われた30年」により、就職氷河期世代を始めとする各世代の賃金・雇用の状況は十分改善されておらず、高齢化の進展に伴って今後新たな経済的困難者が多く生じることが懸念される。

また、地方を中心に人口減少が加速しており、コミュニティの持続可能性や、国民生活に不可欠な公共交通機関等の社会的インフラの維持に懸念が生じている。さらに、社会的孤立に苦しむ若者や、子どもの自殺、経済的自立が難しく家族依存の状況が続く障がい者など、我が国の社会には多くの問題が山積している。

こうした中、「誰もが取り残されず希望が持てる社会」を構築するためには、男女、正規雇用労働者と非正規雇用労働者、子ども・若者、経済的困難者、障がい者等、様々な人々が希望をもって生活や経済活動を行うことができるよう、幅広い支援策を取りそろえることが求められる。また、人口減少下における地域コミュニティの再生、公的機能を担っているNPO等への支援、単身世帯の増加に対応し、従来家族が担ってきた機能を社会が担っていくことも重要である。

本調査会が今般取りまとめた提言は、上記の課題も含め幅広い分野をカバーしており、3年間の調査を通じて明らかになった様々な課題を反映したものである。政府及び地方自治体が真摯に受け止め、その政策に反映させていくことを期待したい。

(なわた やすみつ)

¹³ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、実質賃金（総額）は前年度比3年連続でマイナスとなっている（令和4年度：-1.8%、5年度：-2.2%、6年度：-0.5%）。